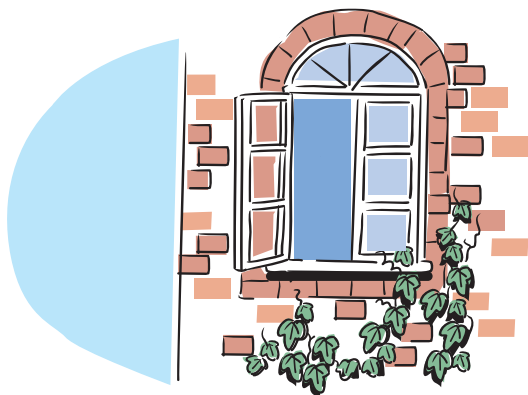


一人ひとりの人権が
尊重される社会に向けて

なくそう！
ドメスティック・
バイオレンス



中央区

はじめに

配偶者等に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス＝DV）は、以前は家庭や個人間の問題として扱われがちで、被害がなかなか表面化しづらい状況にありました。

平成13年に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が成立し、平成16年及び19年の一部改正を経て、DVの防止や被害者保護の法制度の整備が行われました。

しかし、近年では、新たに「デートDV」などという言葉も使われており、依然としてDVに悩まれている女性が多く存在している状態です。

このパンフレットは、DVに対する理解と関心を深めることで、DVが起こることを防ぐとともに、自分自身や周囲に、このような事態が起こった場合でも、積極的に対処することができるきっかけとなることを目的に作成しました。

男女がともに尊重しあい、暴力のない社会を実現するための一助になれば幸いです。

平成21年3月
中央区総務部総務課

もくじ



- ◆ DVは、決して他人事ではありません…… 2
- ◆ どんなことがDVなの？…………… 4
- ◆ なぜ、女性に対するDVは起こる？…………… 5
- ◆ DVのおよぼす影響…………… 6
- ◆ 若者間で増えているデートDV…………… 7
- ◆ DV Q&A…………… 8
- ◆ DV防止法とは？…………… 10

DVは、決して他人事ではありません

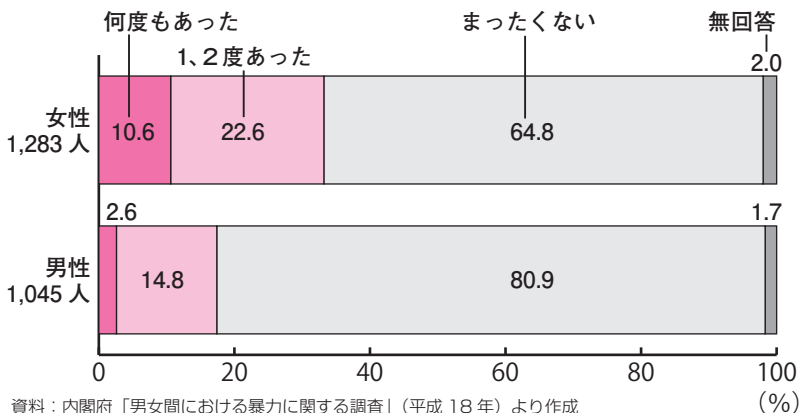
DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、夫婦や婚約者、同棲相手など、親密な関係にあるパートナーから受ける暴力のことをいいます。被害者の多くは女性です。内閣府の調査によると、女性のおよそ10人に1人が「何らかの被害を受けた経験が何度もある」と答えています。

これまでDVは、あくまで男女間のもめごとであり、他人が踏み込めないプライベートな問題として受けとられてきました。また、被害者もそれが暴力であるという認識が持てず、実態が表面化してきませんでした。しかし、現実には、右の事例のような暴力が身近で起きているのです。

たとえ夫婦間であっても暴力は許されません。DVは犯罪を含む重大な人権侵害です。DVの根絶には、暴力を容認しない社会を築いていくこと。その第一歩として、一人ひとりが関心を持ち、理解を深めていくことが大切です。

配偶者からの被害経験

「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「性的強要」のいずれかを1つでも受けたことがある

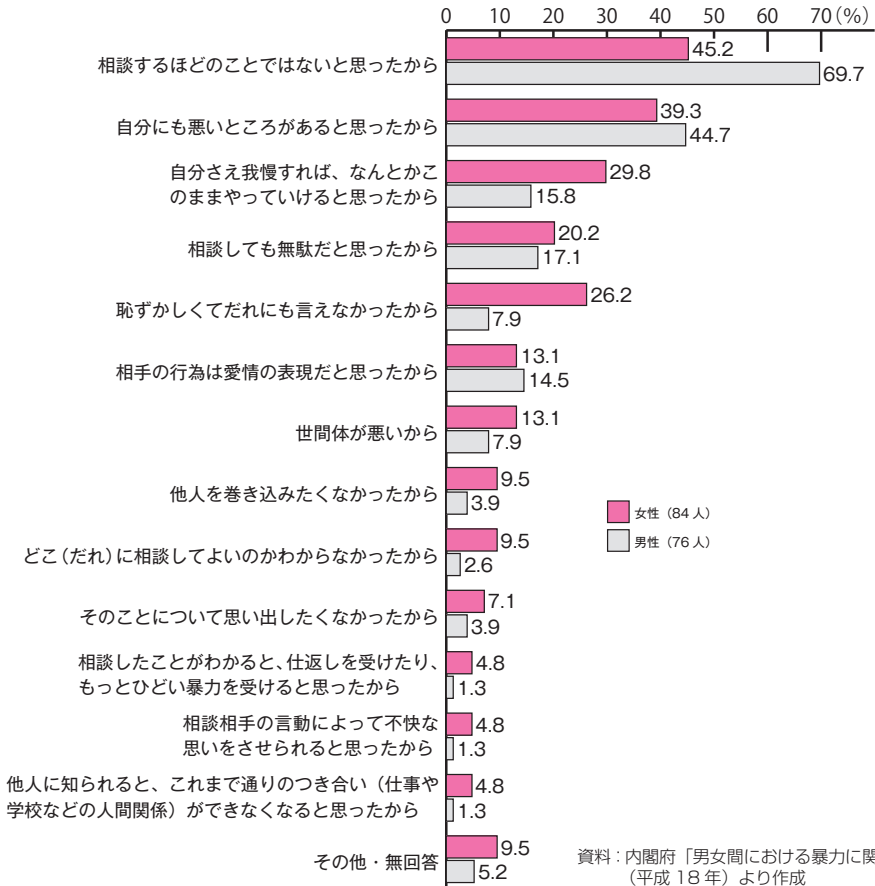


**<ケース1>
ののしられる毎日**
子どもの前で「グズ」
「役立たず」と、夫に
ののしられる毎日。「誰
に食べさせてもらって
いるんだ」といわれる
と何も言えない。

**<ケース2>
外と家で態度が違う夫**
近所では温和な夫。し
かし、家では気にいら
ないことがあると殴
る、蹴るを繰り返す。
私がいたらないからだ
と思うが、つらい。

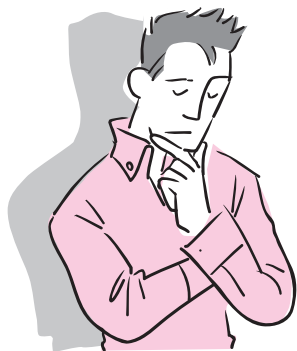
**<ケース3>
生活費を渡さず
行動を制限**
わずかな生活費しか
渡さない夫。お金の
使い道も細かく報告
させられる。友人と
のつきあいも制限さ
れ、自由がほとんど
ない。

「配偶者からの被害経験があった」が、「どこ(だれ)にも相談しなかった」と回答した人のうち、相談しなかった理由



資料：内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成18年)より作成

どんなことがDVなの？



DVというと、殴る、蹴るといった身体への暴力と思いがちですが、それだけではありません。暴言をはく、脅すなどの「精神的暴力」、生活費を渡さない、外で働くことを禁止するなどの「経済的暴力」、性行為を強要するなどの「性的暴力」など、さまざまな形態があります。

これらの暴力は単独で起こることもあります。多くは複数の暴力が重なりあって起こり、しばしば継続的に繰り返されます。親密な関係

の中で繰り返される暴力は、被害者の心身の健康に影響を与えるだけでなく、日常生活を脅かし、生きる尊厳をも奪ってしまいます。DVとは、暴力によって相手をコントロールすることなのです。

様々な DVの かたち

【身体的暴力】

殴る・蹴る／物を投げつける／髪をひっぱる／引きずりまわす／首をしめる／たばこの火を押しつける……など

【精神的暴力】

大声で怒鳴る／暴言をはく／人前でばかにする／何を言っても無視する／メールをチェックするなど、交遊関係を詮索する／外出など行動を制限する／大切にしている物を壊す……など

なぜ、女性に対するDVは起こる？

DVは特殊な人に起こる問題ではありません。加害者の多くは、何の問題もなさそうな身近な男性です。加害者の男性に一定のタイプはなく、年齢、職業などもさまざまです。

女性への暴力は、個人的問題ではありません。男性より女性を低くみる、妻は夫に従うべきといった性差別が残るなかで、社会的、経済的に優位に立つ男性が暴力によって相手を思い通りにしようとして行われるものです。



【経済的暴力】

生活費を渡さない／家計の管理を独占する／働くことを禁止する／給料の額を教えない……など

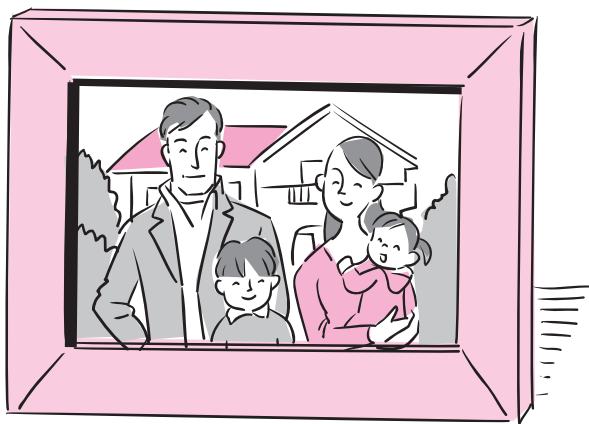
【性的暴力】

性的行為を強要する／中絶を強要する／避妊に協力しない／見たくないポルノビデオや雑誌を見せる……など

DVのおよぼす影響

身体への影響には、あざ、切り傷、骨折、やけど、歯・鼓膜・網膜の破損などの外傷があげられます。なかには一生治らないようなケガを負わされたり、頭痛、吐き気などの後遺症に悩まされたりするケースもみられます。

精神面では、「私が悪いからこうなった」と自分を責めたり、無気力、孤独感、不眠、極度の緊張状態、意欲の低下などのうつ状態になってしまうことがあります。さらに、子どもにも深刻な影響を与えます。暴力を見て育った子どもは、心理的虐待を受けているのと同じといわれ、自由に感情の表現ができなくなるなどの心の傷となり、不登校や摂食障害を起こすケースもみられます。また、問題解決の手段として暴力を用いてしまうようになる恐れがあります。



若者間で増えているデートDV

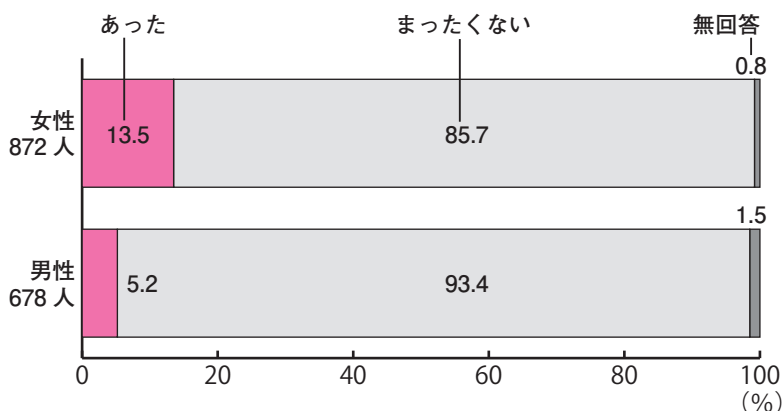
DVは10歳代、20歳代の恋人同士の間でも起きています。これは、「デートDV」と呼ばれており、同様の暴力がみられます。

内閣府の調査では、10歳代～20歳代で交際相手から何らかの暴力を受けたという女性は1割を超えています。

とくに若い男女間の場合、「携帯電話の履歴を細かくチェックする」「自分以外の異性と話すことを禁止する」「性的行為を拒むと冷たい態度をとる」「別れたいという脅す」などの行為が行われていても、それが恋人同士なら仕方ないこと、束縛されるのは愛情の表現だなどと思ってしまい、DVと気づくことができない場合があるようです。

交際相手からの被害経験

10歳代、20歳代のときに、身体的・精神的・性的暴力のいずれかの行為を受けたことがある



資料：内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成18年）より作成

Q & A

Q DVを受ける側に非があるのでは？

A どのような理由があっても、暴力をふるっていいということにはなりません。

DVが一般の暴力と異なることの一つは、加害者が「怒らせるお前が悪い」「教育してやってただけ」と、自分の暴力を正当化し、被害者に「私が悪いから」と思い込ませてしまうことです。実際、暴力が理由もなく始まる場合が多く、思い通りにならなかったり、ささいなことで暴力をふるうケースがほとんどです。



Q 暴力をふるわれたら逃げればいいのか？

A 第三者から見ると、「なぜ逃げないのか」と思うかもしれませんが、逃げ出せない状況にあることが多いのです。

長期間にわたり暴力を受け続けていると、精神的な束縛を受けて自信がなくなり、無気力状態に陥ります。また、仕返しやどこまでも追いかけられるのではないかという恐怖も大きいのです。さらに、経済的な問題や子どものこともあり、なかなか踏み切ることができないのです。



Q DVを受けたらどうしたらいい？

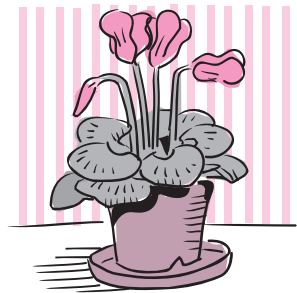
A 一人で悩まずに、周囲の信頼できる人や専門機関（裏表紙参照）に相談してください。各種機関では、無料・秘密厳守で相談窓口を設置しています。

周囲にDVを受けている人がいると気づいたときや、被害を打ちあげられたら、まず、相手の立場になって話を聞いてあげてください。そして、「悪いのは加害者だ」ということと、専門の相談機関があることを伝えましょう。被害者の安全と秘密を必ず守ってください。



Q かえって、傷つくので相談したくない？

A 「たいしたことじゃない」「子どものためにがまんしたら」「さっさと別れなさい」「お互い、どっちもどっち」などという言葉が、被害者をさらに傷つける二次被害になります。たとえ善意であったとしても、心ないひと言や態度で被害者はあきらめの気持ちを抱いたり、追いつめられたりします。周囲の無理解や認識不足が被害者をさらに孤立させ、DVを温存することになります。DVを許さないという意識を地域に広げていきましょう。



DV防止法とは？

平成13年に施行された配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）は、配偶者暴力を防止し、被害者の安全を守り、自立を支援するためにつくられた法律です。

同法では、「配偶者暴力相談支援センター」において、被害者の相談や一時保護を行うほか、被害者や子ども、親族などの安全を守る「保護命令」の仕組みが設けられています。

平成20年1月施行の改正法では、「殺すぞ」などと脅迫された場合も保護命令を申し立てができることや、電話・メールも保護命令で禁止できることなど、被害者への救済をより強化した内容が盛り込まれました。

また、区市町村は、DV防止と被害者支援のための「基本計画」策定に努めなければならないとされています。



配偶者から暴力を受けたら

相談したい

配偶者がいない
ところに逃げたい

配偶者を引き
離してほしい

警察

中央区
女性センター
子育て支援課

配偶者暴力相談
支援センター
東京ウィメンズプラザ
東京都女性相談センター

保護命令の申し立て
(P12・13 参照)

身体的暴力もしくは脅迫を受けており、更なる暴力で生命・身体に重大な危害を受けるおそれがある場合

一時保護

地方裁判所

保護命令発令
(P12・13 参照)

配偶者等(加害者)

DV防止法の「配偶者からの暴力」とは

配偶者には、婚姻の届けを出していない、いわゆる事実婚を含みます。男女を問いません。また、離婚後（事実婚関係になった者が事実上離婚したと同様の場合も含む）も引き続き暴力を受ける場合を含みます。

保護命令



身体的暴力もしくは脅迫を受けた被害者からの申し立てを受けて、裁判所の判断により、保護命令が発令されます。

保護命令には、右頁にあげた「接近禁止命令」「退去命令」の2つがあります。2つ同時に申し立てる、あるいはどちらか一方だけを申し立てることもできます。

保護命令申し立ての流れ

手続きについては、配偶者暴力支援センター又は警察にご相談ください。

- **申請書の作成** 配偶者からの暴力を受けた状況と、配偶者暴力相談支援センターや警察署に相談した事実を記載します。(支援センターや警察に相談していない場合は、公証人役場で認証を受けた書類を添付)
- **地方裁判所に提出** 裁判所の判断により、保護命令発令(6カ月の接近禁止命令、2カ月の退去命令)
- **配偶者等(加害者)** 命令に違反した場合は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金が課せられます。

※保護命令の対象になるケースかどうかは、裁判所が判断します。

DV防止法とは？

接近禁止命令（6カ月）

加害者が被害者の身边につきまったり、被害者の住居、勤務先等の付近を徘徊することを禁止する命令です。

【対象者】

- ・ 被害者及び同居する被害者の未成年の子ども
- ・ 危害を被る恐れのある被害者の親族・知人等（本人の了承が必要）

退去命令（2カ月）

加害者に、被害者と共に住む住居から退去することを命じるものです。



接近禁止命令と併せて申し立てられる禁止行為

必要に応じて、以下の行為の禁止も併せて申し立てることができます。

- 面会の要求
- 行動の監視に関する事項を告げる等の禁止
- 著しく粗野・乱暴な言動
- 無言電話、夜間（22時～6時）の電話、連続しての電話・ファクシミリ・電子メール（緊急の場合を除く）
- 汚物・動物の死骸等著しく不快または嫌悪の情を催させるものの送付
- 名誉を害する事項を告げる等
- 性的羞恥心を害する事項を告げる文書、性的羞恥心を害する文書、図画の送付等



相談窓口

一人で悩まずに



◆中央区

「ブーケ21」女性相談

☎ 03-5543-0653 (要予約 受付9時～21時 ※年末年始等を除く)
13時～16時(第3を除く毎週水曜日) ※祝日・年末年始を除く
17時30分～20時30分(第3水曜日) ※祝日・年末年始を除く

女性相談(子育て支援課)

☎ 03-3546-5350 9時～17時(月～金) ※祝日・年末年始を除く

◆配偶者暴力相談支援センター

東京ウィメンズプラザ

☎ 03-5467-2455 9時～21時 ※年末年始を除く

東京都女性相談センター

☎ 03-5261-3110 9時～20時(月～金) ※祝日・年末年始を除く

警視庁生活安全相談センター(または警察署の生活安全課)

☎ 03-3581-4321 8時30分～17時15分(月～金) ※祝日・年末年始を除く

◆緊急の場合は

警察(事件発生時) ☎ 110番(24時間)

東京都女性相談センター ☎ 03-5261-3911(夜間・休日のみ)

◆その他

全国共通DVホットライン ☎ 0120-956-080(月～土)10時～15時

女性の権利ホットライン ☎ 0570-070-810(月～金)8時30分～17時15分

内閣府DV相談ナビ ☎ 0570-0-55210

平成21年3月発行

企画◆中央区総務部総務課女性施策推進係

東京都中央区湊一丁目1番1号

中央区立女性センター「ブーケ21」内 ☎ 5543-0651

刊行物登録番号 20-101 制作◆株式会社ぎょうせい

監修◆戒能民江(お茶の水女子大学教授)